

職業紹介手数料返戻金制度

当金庫の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、下記のとおり、紹介手数料を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

職業紹介手数料返戻金制度

入社3か月以内に退職した場合は支払った紹介手数料の全額返戻とする

以上

許可番号 45 - コ - 300119

事業所の名称及び所在地 延岡信用金庫 業務部 企業支援課

宮崎県延岡市南町1丁目4番地3 2F

※紹介手数料の返戻については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れることとします。当社がその申し出を受領した時点より10営業日以内に返金を行います。

ご不明な点は担当者にお尋ねください。